

講習案内

この講習は、道路交通法の規定により行われるものです。

安全運転管理者並びに副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」といいます。）を選任している自動車の使用者（事業主）は、公安委員会から講習の通知を受けたときは、必ず安全運転管理者等を受講させなければなりません。

この講習制度は、安全運転管理者等の管理能力をより高めていただくために設けられたものですが、現在の厳しい交通情勢を考えると、交通事故を抑止し、企業の社会的責任を果たすために大切なものといえます。

今年度の講習は、下記のとおり行うこととしましたので、安全運転管理者等が確実に受講できるよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

1 講習の日程等

安全運転管理者等講習は、安全運転管理者等講習通知書に記載している指定の講習月日・場所で受講してください。希望される方は、オンラインでの受講も可能ですが、オンライン講習は、受講可能者数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

同封の「はがき」を、指定講習日の3週間前までに投函してください。

指定の月日に受講できない場合は、講習日程表から希望の講習日を選んで受講することも可能です。ただし、会場収容人数の都合上、ご希望に添えない場合があります。

	会場講習	オンライン講習
講習時間	午前9時30分から午後5時まで（昼食休憩午後0時から午後0時50分まで）	同封の「オンライン講習のご案内」をご覧ください。
講習日程	県内で35回行います。詳細は講習日程表のとおりです。	
受付期間	講習日当日の午前9時から午前9時30分まで	
受付場所	講習会場で行います。	

2 携行品

講習会場には次のものを持参してください

○ 安全運転管理者等講習申出書（安全運転管理者等講習通知書に付しています）

○ 4,500円分の山口県収入証紙（収入印紙ではありません）

※ オンライン受講を希望される方は、電子申請サービスによる受講申込みになるため、山口県収入証紙の購入は不要です。

○ 筆記用具

○ 安全運転管理者選任事業所調査表（事業所ごとに1通です）

3 受講の証明

会場での講習を修了した安全運転管理者等には、講習終了時に、受講したことを証する書面を交付しますので、必ずお受け取りください。受け取らずに帰られた場合は、受講していないとみなす場合があります。

オンラインで受講される方には、受講後に、メールで送付いたします。

4 講習の資料

講習の受付時に、テキスト等をお渡しします。

オンライン講習を受講される方は、オンライン講習をお申込み後に、メールで通知されたURLで、テキスト等を事前にダウンロードして講習に備えてください。

5 受講上のご注意

○ 代理の受講はできません。安全運転管理者等が受講しなければなりません。

○ 講習開始時間に遅れないようにしてください。開始時間に遅れると受講ができません。

○ 講習受講申出書等携行品を忘れないようにしてください。

○ 講習会へ出席されている安全運転管理者等への電話の呼び出しは、昼食休憩時間以外はご遠慮ください。

6 お問い合わせ

管轄警察署交通課又は、警察署内の各安全運転管理者協議会に連絡してください。

7 講習日程

別紙「講習日程表」のとおり